

6月1日 住民票の取り扱いが変わります

「続柄」「本籍」などは原則的に省略

個人のプライバシーを保護し、基本的な人権を擁護するために住民基本台帳法が改正され、六月一日から住民票の取り扱いが変わります。

▼住民票写しの交付

「続柄」と「本籍及び筆頭者氏名」は原則的に省略して交付されます。

「続柄」などが必要な場合は、

その旨を申し出て下さい。第三者の方が請求する場合には、具体的な請求理由を明らかにする必要があります。

▼記載事項証明書の交付

住民票の記載事項証明書が法制化されました。

これは、住民票の記載事項のうち、請求者が必要とする項目について証明するものです。個

人のプライバシー保護などのため積極的な利用をお願いします。

▼住民票の閲覧

閲覧できるのは「住所」「氏名」「生年月日」「性別」の四項目だけです。

削除された住民票や戸籍の附票の閲覧はできません。

申請の際に具体的な請求理由を求められる場合があります。

悪徳セールスマンを断るための五つの方法

「短期間で儲かる」——この言葉の裏には、「しかし危険がともなう」という言葉が隠れているのです。

「儲かる」だけの文字に目を奪われず、「安全」なのかというところに目を向けることも忘れないでください。

そして、次のようなことを心がけてください。

①勇気を出して断る

「あまりのしつこさに根負けした」「つい断り切れず」などという後悔の言葉をよく耳にしま

す。相手は名うての悪徳業者。「いやない」「契約しない」と、

勇気をもって断りましょう。

②見知らぬ人は玄関に入れない

セールスマンの中には、「玄関に入ればほぼ目的は達成した」とうそぶくものがあります。見知らぬ人が訪ねてきたときは、ドア・チェーンなどをつけたまま対応しましょう。

③むやみにサインをしない

サインをしたり、印鑑を押すという行為は、契約に合意したということとです。むやみにサイ

ンをせず、書類には十分に目を通し、納得してからサインをしてください。

④他人に預金通帳や印鑑を渡さない

「わたしが代わりに銀行に行つてあげます」などと親切ごかし言葉にだまされ、通帳と印鑑を渡し預金を全部とられてしまった——こんな悲劇に遭わないためにも、不用意に預金通帳や印鑑を他人に渡さないようにしましょう。

⑤あまりしつこいときは警察へ

いくら断っても長時間ねばり続けるようだったら、警察へ連絡しましょう。

光町長選挙の

投票日は5月25日(日)です

あなたの一票で築く豊かな光町

不在者投票の受付

選挙当日、旅行や、やむを得ない理由で投票のできない方は不在者投票ができます。

日時

五月二十日～二十四日

午前八時三十分～午後五時

場所

役場二階 選挙管理委員会

必要なもの

印かん

郵便による

不在者投票

身体に重度の障害のある方で障害者手帳をお持ちの方については、郵便による不在者投票もできます。

詳細については、役場内、光町選挙管理委員会にお問い合わせください。

☎ ④ 1 2 1 1 内 1 3 1 .

1 3 2

(有) 2 1 0 5 0 1